

平成23年台風15号に伴う農家経営安定資金の融通について

平成23年10月27日

平成23年台風15号により農業経営に被害を受けている農業者等に、農業施設等の復旧や営農のため必要とする運転資金を融通いたしますのでお知らせします。

【平成23年台風15号災害資金】

《貸付対象者》

平成23年台風15号により農業経営に被害を受けている農業者等

《資金用途》

農業施設等の復旧費及び営農のため必要とする運転資金

《貸付限度額》

500万円

《貸付利率》

1. 2%以内（農協取扱いにあっては無利子）

《償還期間》

10年以内（うち据置3年以内）

《償還方法》

元金均等年賦償還又は一括償還

《担保及び保証》

福島県農業信用基金協会の保証が利用可能です。

原則無担保・無保証人（ただし、他の基金協会保証付無担保資金（農業資金）と合わせて個人500万円、法人1,200万円の範囲内）

※福島県農業信用基金協会の保証条件

- 保証料率 0.29%
- 保証割合 100%
- 担保・保証人
 - 個人：原則無担保・無保証人
 - 任意団体：任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保・無保証人
 - 法人：役員個人連帯保証により無担保

《取扱期間》

平成24年3月末まで

《取扱融資機関》

県内各農協、銀行等

～取扱開始日～

平成23年11月1日以降、準備の整った融資機関から順次申込み受付を開始いたします。

問合せ先

農林水産部金融共済室 担当 飯村、紺野（024-521-7346,7349 内線 3186）